

2023年10月

お客様各位

津信用金庫

インボイス制度に対する当金庫の対応について

2023年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されました。

津信用金庫は適格請求書発行事業者としての登録を受けております。お客様が当金庫に対して各種手数料をお支払いいただいた場合、その手数料に含まれる消費税につき、当金庫の交付する適格請求書（インボイス）により、消費税の仕入税額控除を受けることができます。以下、インボイス制度に対する当金庫の対応となりますので、お知らせいたします。

記

1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

T5190005000022

2. 営業店窓口でお支払いいただいている各種手数料について

営業店窓口で各種手数料をお支払いいただいた場合、従来より交付している「手数料受取書」「振込手数料受取書」等にインボイス制度の要件を具備し、交付いたします。

3. 自動振替でお支払いいただいている各種手数料について

預金口座より自動振替等によりお支払いいただいている各種手数料については、お客様からのお申出に応じて、インボイスの要件を具備した「インボイス管理票」を作成し、交付いたします。

なお、郵送による「インボイス管理票」の交付をご希望される場合は、お取引店窓口にてお手続きが必要となります。

4. ATM および両替機でのお取引について

ATM および両替機でのお取引で発生する手数料につきましては、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機及び自動サービス機におけるお取引」に該当するため、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。つきましては、ATM および両替機から出力される「お取扱明細票」「ご利用明細兼領収書」については、インボイス制度に対応する様式改正は実施いたしませんので、ご了承ください。

以上